

2025司法試験全国公開模試等直前対策講座ガイド

令和7年司法試験 合否の鍵を握る民事系科目の攻略法

令和7年4月29日

辰巳法律研究所

教材制作課 宇野良一

【参考動画】

- 令和7年司法試験 考査委員名簿と採点実感を踏まえた出題予想座談会

<https://www.youtube.com/watch?v=LU8gZgXSVpI>

- 短答式試験攻略大作戦 2025

<https://www.youtube.com/watch?v=DnMpc2-ehL0>

- 令和7年司法試験をめぐる最新情報

<https://www.youtube.com/watch?v=XsZdNBwfIMU>

- 短答憲法・民法・刑法の苦手分野と手薄分野の克服方法 [司法試験]

https://www.youtube.com/watch?v=8HStgMS_-Ds

1 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化について（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/jinji/shihoushiken/jinji08_00238.html

体験版使用に当たっての注意事項

- 本アプリケーションは、体験版であり、実際の試験に使用するアプリケーションの仕様とは異なります。また、実装している機能等については、今後のシステムの開発状況等により変更となる可能性があります。
- 短答式試験及び論文式試験の操作方法（使い方）に使用している画像は、実際の試験で使用するアプリケーションに表示される画像と異なる場合があります。
- 本アプリケーションを練習の目的以外で使用することを禁止します。
- 本アプリケーションの内容、画像等の一部及び全てについて、無断で複製、転載、転用、改変等の二次利用を固く禁じます。
- 本アプリケーションは、令和6年司法試験の試験問題及び試験用法文を登載しています。
- 今後、本アプリケーションに対するアンケートの実施を予定しています（5月下旬頃の見込み）。

- ・法務大臣閣議後記者会見の概要（令和7年4月25日（金））（法務省HP、抜粋）

https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00613.html

「2点目ですが、司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化について申し上げます。

法務省では、受験者等の利便性向上のため、令和8年（2026年）に実施する試験から、パソコン入力により答案を作成するなどのC B T方式の導入を目指しています。

現在もシステム開発等の準備を進めているところですが、受験を予定している方々に可能な限り早期にシステムの仕様を体験していただくため、本日午後4時に、C B Tシステムの体験版アプリケーションを、法務省のホームページで公開します。

操作マニュアル等も同時に公開しますので、是非、多くの方々に体験いただきたいと考えています。

法務省としては、より多くの有為な人材に法曹を志望してもらえるよう、引き続き、司法試験等のデジタル化の円滑な実現に向けて取組を進めてまいります。」

2 令和6年司法試験の採点実感（民事系科目第3問）（法務省HP、抜粋）

<https://www.moj.go.jp/content/001429891.pdf>

「4 法科大学院に求めるもの

本年の問題は、出発点となる知識や判例はいずれも基本的なものであるが、これらの理解が不十分なものが多くみられた。例えば、任意的訴訟担当、先行自白、既判力の遮断効の根拠、既判力の縮減は、多くの基本書で言及されている点であるにもかかわらず、理解不十分なものが多かったことは問題である。既判力については、その理論面を正確に理解し習熟することが必要であるが、おざなりな理解しかできていないことがうかがわれる答案も少なくなく、具体的な事例を通じて、その適用過程について正確に理解できるよう努める必要があると感じられた。以前から指摘されていることではあるが、多くの受験者は、基本書等の精読といった地道な学修を怠り、巷に出回っている安易かつ不正確な『論証パターン』や、抽象的なマジックワード頼みのタコツボ学修に陥ってしまい、それが通用しないと苦手意識を更に強めてしまう、という悪循環に陥ってしまっているのではないかと懸念される。民事訴訟法の基礎概念や基本原理の理解は決して容易なものではないが、法科大学院においては、授業などを通じて、そのような安易な『論証パターン』ではなく、地道に基礎知識の修得を促すべきであり、それが応用的な事例を解決する原動力になるということを認識させる必要がある（『急がば回れ』）。また、定期試験などでも、このような安易な『論証パターン』に依拠してその場逃れの検討をしたとみられる答案に対して厳しく評価するなどの対応が必要ではないかと思われる。さらに、重要判例については、その規範だけではなく、その適用過程（具体的なあてはめの基準）などにも目を向けさせることが重要ではないかと思われる。

問題文の要求に答えていない答案、例えば、設問2において、どちらかの立場を選択して論ずることを求めているにもかかわらず、両方の立場を並列して書いている答案、設問3において、『基準時後の形成権行使の可否』の論点に走ってしまっている答案などは、当然のことながら評価されない。問題文を丁寧に読み、分析し、それに対応した答案を作成することは、実務家としてのコミュニケーション能力の出発点である、ということをきちんと認識してほしい。

答案作成の時間配分に失敗したとみられる答案も散見された（例えば、設問1及び設問2では詳しい検討ができていながら、設問3で息切れてしまっている答案など）。このような答案になる原因は、各設問で余事記載が多くなってしまっていることにあるようと思われる。論点を漫然と検討するのではなく、当該問題で検討が必要とされている論点は何かという点を構成の段階できちんと分析し、メリハリをつけた答案作成を心掛ける必要がある。そのためには、常日頃から、事例問題の解答において、何を書くべきかを自分の頭で熟考したり、時には学生同士や先輩と議論したりすることが有用ではないかと思われる。また、規範を定立した上で、事実の当てはめをするという思考を欠いている答案も散見され、基礎的なことであるが、法的三段論法を意識して起案することが望まれる。

司法試験までに、民事訴訟法の授業では触れることが少ない領域（第1回口頭弁論期日までの諸手続、争点整理手続、証拠法等）や、要件事実についての基礎的知識（請求原因、否認と抗弁との区別、物権的請求における主張立証責任の分配及び要件事実等）は、ある程度学修しておくことが望ましい。しかし、在学中受験制度により、これらの実務的な学修の機会が削減ないし後回しにされているように見受けられる。司法試験受験までは法律基本科目の学修に力を入れざるを得ないという、カリキュラム上の制約はあると考えられるが、様々な工夫により、民事訴訟実務基礎をはじめとする実務系科目との連携を法科大学院教育の初期段階で実現することが重要ではないかと考えられる。」

3 民法の論文式試験対策教材

- 沖野眞巳・窪田充見・佐久間毅編著『民法演習サブノート210問』（弘文堂、第3版、2025）（出版社HP）<https://www.koubundou.co.jp/book/b10107907.html>

＜参考＞重要問題セレクト77設例

・民法総則 計11設例

12 14 16 17 18 21 25 26 27 34 35

・物権 計17設例

38 39 40 41 43 48 49 50 51 58 59
63 64 66 68 69 70

・債権総論 計15設例

7 4	7 7	7 8	7 9	8 0	8 1	8 4	8 5	9 2	9 5	9 6
1 0 2	1 0 3	1 0 5	1 0 6							
・契約 計 15 設例										
1 1 0	1 1 1	1 1 2	1 1 3	1 1 5	1 1 6	1 2 1	1 2 2			
1 2 6	1 2 7	1 2 8	1 2 9	1 3 1	1 3 3	1 3 4				
・不当利得 計 4 設例										
1 4 4	1 4 5	1 4 6	1 4 7							
・不法行為 計 9 設例										
1 5 7	1 5 8	1 5 9	1 6 0	1 6 1	1 6 5	1 6 6	1 6 8			
1 6 9										
・親族 計 3 設例										
1 7 6	1 7 9	1 8 2	(第2版・183)							
・相続 計 3 設例										
1 9 9	2 0 0	2 0 3								

4 商法の論文式試験対策教材

- 高橋美加・笠原武朗・久保大作・久保田安彦『会社法』(弘文堂、第4版、2025)
 - (出版社HP) <https://www.koubundou.co.jp/book/b10107824.html>
 - ・株主名簿 P.65~77
 - ・株式の自由譲渡性の例外 P.83~91
 - ・株主総会の議事手続 P.142~153
 - ・株主総会決議の瑕疵 P.155~169
 - ・取締役会 P.187~198
 - ・取締役の職務と義務 P.198~201
 - ・取締役と会社の利益衝突 P.201~220
 - ・取締役の会社に対する責任 P.220~236
 - ・取締役の第三者に対する責任 P.236~243
 - ・株主代表訴訟 P.280~288
 - ・募集株式の発行等 P.299~347
 - ・新株予約権 P.347~364
 - ・自己株式 P.432~444
 - ・企業買収・再編 P.477~561
 - ・親子会社 P.562~577
- 久保田安彦・船津浩司・松元暢子『会社法判例 40!』(有斐閣、2019)
 - (出版社HP) <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641138223>

5 民事訴訟法の論文式試験対策教材

□ 三木浩一・笠井正俊・垣内秀介・菱田雄郷『民事訴訟法』(有斐閣、第4版、2023)

(出版社HP) <https://www.yuhikaku.co.jp/books/detail/9784641179561>

- ・訴訟物 P. 47～56
- ・法定訴訟担当 P. 127～132
- ・争点整理手続 P. 186～195
- ・弁論主義 P. 203～225
- ・主張の規律 P. 226～234
- ・証明責任 P. 266～286
- ・書証 P. 315～322
- ・文書提出命令 P. 322～341
- ・訴えの利益 P. 359～377
- ・当事者適格 P. 377～387
- ・当事者能力 P. 388～393
- ・申立事項と判決事項 P. 418～424
- ・既判力 P. 424～469
- ・訴訟上の和解 P. 486～501
- ・重複訴訟の処理 P. 531～541
- ・通常共同訴訟 P. 544～552
- ・必要的共同訴訟 P. 552～562
- ・主体的追加的併合 P. 562～5
- ・補助参加 P. 565～577
- ・独立当事者参加 P. 582～596
- ・訴訟承継 P. 596～605
- ・控訴 P. 612～627

6 2025辰巳・司法試験全国公開模試のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/33681/>

- ・A日程（5月3日～7日実施）オンライン同時中継受験実施決定！

- ・B－2日程追加決定！

- ・論文スピード解説講義講師（予定）

公法系第1問 弁護士 伊藤建 先生

公法系第2問 弁護士 剛力大 先生

民事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

民事系第2問 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

民事系第3問 辰巳専任講師・弁護士 宮戸博幸 先生

刑事系第1問 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

刑事系第2問 元東京高検検事・元司法研修所教官・弁護士 新庄健二 先生

7 2025ファイナル予想答練福田クラス／西口クラスのご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/34555/>

8 2025司法試験直前ラスト早まくり講義のご案内

<https://service.tatsumi.co.jp/shin/kouza/41436/>

【短答対策】

- ・憲法（2時間）—憲法総論・統治機構の弱点補強講義

辰巳専任講師・弁護士 原孝至 先生

- ・民法（2時間）—親族・相続の頻出分野復習講義

辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

- ・刑法（2時間30分）—学説問題攻略講義

辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

- ・刑法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、出題可能性の高い学説・見解問題を検討し自力で問題を解けるようにする（攻略する）ための講義内容となっています。

短答式試験では、判例の立場・見解についての問題が主であるため、刑法の学説問題についてはそもそも検討する機会がなく、また解くのに時間がかかり限られた時間の中で解くのは苦労するので、苦手意識を持っていました。本講義では、過去問の中でセレクトした問題を福田先生が丁寧に解説してくれるため、自分と同じように苦手意識を持っている方、過去問を解いただけで理解が不十分である方に役立つものだと思います。

本講義で扱う教材について、穴埋め問題は完成文を掲載しており、それを使って重要なポイントを補足説明してくれるため、ただ自分で穴を埋めて読んだときよりも理解が深められると感じました。また、判例の問題では、事案、判旨、コメントまで書かれているので、この教材だけで最低限の知識整理・理解をすることができました。論文式試験でも問われやすい事実の錯誤（方法の錯誤）や未遂犯と不能犯の区別等の問題では、解説レジュメに書かれていない説明を福田先生がしてくれるので、短答を解くだけでなく論文を解くのにどうすればよいかを学ぶことができました。福田先生が教材の問題・解説を示して講義を進めていくので、問題を解くための判断思考過程や、重要なポイント等を知ることができて、問題・解説に書き込みやマークがしやすいので、自分が理解するためのオリジナルの教材を作成できると思います。

本講義は、刑法の学説・見解問題を解くのに必要な基本的な知識をインプットし、理解を深めることができますので、短答の点数を1点でも上げるための対策ができ、そこで終わるのではなく、論文対策にもつながる有用な講義だと思います。

・憲法モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、総論・統治機構問題の弱点を補強することで、短答式試験の点数を上げるための講義内容となっています。

短答式試験対策では、論文式試験の出題分野や短答式試験の出題数の関係で、人権問題の対策ばかりしているため、総論・統治機構問題の対策については後回しになり、検討する時間を持っておらず、また、国会や内閣等、漠然としていて理解しにくい事項が多いために、苦手意識を持っていたり、弱点であると感じる人が少なくないと思います。本講義では、最初に原先生が総論・統治機構についての講義を出題可能性が高い事項等、重要な部分に限って解説してくれ（講義時間の半分以上）、その後に確認的に短答過去問のセレクトされた10問について検討していく形で進んでいきます。本講義は、総論・統治機構の知識や理解が不十分である方、対策をあまりせず点数につながっていない方に特に有用だと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の意義・趣旨・論点・判例等が記載されており、原先生が重要なポイントを補足説明してくれ、基本書をただ読んでいただけよりも知識を整理でき、理解を深められます。衆議院の優越や予算先議権、内閣総理大臣の重要項目については、条文を実際に示してくれるので、正しい知識をインプットでき、また条文理解や重要事項の知識、基本的知識は問題検討の際に確実性をもつて肢を選択するためには必要なことであると感じました。講義レジュメは書き込みやマークがしやすく、右側に空白部分があり、不明な点や自身の考え等を補足して書き込むことができるので、自分が理解しやすいようにまとめられる知識整理ノートとして作成することができます。また、短答過去問セレクト10問については、原先生が教材の問題を示して検討・解説をしてくれるので、問題を解くために必要な知識は何か、問題を解く

ためのテクニックやロジック等を知ることができ、より実践的な問題検討をすることができます。

本講義は、総論・統治機構問題について、主に出題可能性が高い事項の基本的な知識の整理・理解をすることで、これらを弱点とせず、自身の強み、また自身の力として短答式試験の点数を1点でも上げるのに役立つ講義だと思います。

【論文対策】

・論文早まくり講義一出題予想テーマ・論点攻略講義

公法系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 西口竜司 先生

民事系（5時間） 辰巳専任講師・弁護士 福田俊彦 先生

刑事系（3時間） 辰巳専任講師・弁護士 原 孝至 先生

・民事系モニター：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年短答式試験通過）

本講義は、令和7年司法試験論文式試験の民事系の問題のうち、出題可能性の高い論点を福田先生がランク付け・セレクトし、過去の答練や模試の問題を通して論文式試験の点数を10点上げるための講義内容となっています。

まず、民法は、条文数や論点がかなり多く、また論文式試験では網羅的に出題されるため、学習・攻略するのに苦戦する科目です。本講義では、問題数3問につき、論文式試験で出題可能性が高いもの（ランク上位のもの）を福田先生が丁寧に解説してくれるため、表見代理や時効完成後の第三者、契約不適合責任等の重要論点について、知識を整理したり理解を深めたりするのに役立てることができます。

次に、商法は、問題を解くのに適切な条文をきちんと引くことができるかが重要であり、また条文操作も必要になってくるので、ただ基本書を読んでるだけでは点数につながらない部分がある科目です。本講義では、問題数2問につき、福田先生が事例を簡単に図解して説明してくれるので事案を把握しやすく、また条文を実際に引いて問題検討していくため、一緒に条文を引くことで、条文を引く癖をつけて、組織再編や多重代表訴訟等の重要論点を学習することができると思います。

最後に、民事訴訟法は、条文がない原理・原則・主義を解釈で展開していくいかなければならず、また訴訟のどの段階のものを問われているかが分かりづらいため、知識を有していても問題を解く力に結びつけづらい科目です。本講義では、問題数2問につき、ピラミッド構造を押さえて、どこに位置付けられる論点なのかを把握しながら考えることで、弁論主義第1テーマ（主張原則）や証明責任等の重要論点について、問われていることについて正しく答える力をつけることができると感じました。

本講義で扱う教材では、出題趣旨や出題趣旨に基づいた解説・配点表が掲載されているので、どこを書くべきであったのか、何に何点ふられてるのかが分かり、より実践的な学習ができると思いました。また、論点解説の部分では、学説・判例等が詳しく載っ

ているので、知識を整理し理解することで、論点について自分でまとめることができました。本講義では、福田先生が、先生が監修した答案を示して解説してくれるので、答案作成に必須の部分や答案の流れを知ることができて、自分で論証をまねしやすく、またかみ砕いて自分が書きやすい論証を作成できるのが良い点だと思います。

本講義は、民事系の重要論点の答案作成について、必要な部分がどこか、自分に足りない部分が何かを発見する機会となり、論文の点数を上げる対策、実際に自分で問題を解いていく力につけるための有用な講義だと思います。

※ 本ガイダンス収録後に、2025司法試験直前ラスト早まくり講義短答対策民法のモニターを実施したところ、下記の感想文が入手できましたので、掲載させて頂きます。

・民法：私立大学法科大学院未修修了 Aさん（令和6年司法試験短答式試験通過）

本講義は、司法試験短答式試験の問題のうち、親族・相続問題の頻出分野を復習することで、短答式試験の点数を上げるために発想力を養うための講義内容となっています。

親族・相続問題は、短答式試験で約3分の1の割合で出題されているにもかかわらず、対策を全くしてなかつたりそもそも知識を有していないなかつたり、対策をしていても問題の出題が後半になりそこまでに脳や体力を消費して点数がとれなかつたりと、得点源にすることができるいない人が少なからずいると思います。本講義では、西口先生が講義レジュメを使い、各々の項目の重要な部分を例を交えて補足説明してくれ、当該項目の知識確認・整理をした後に、短答過去問セレクト10問のうち関係する問題を適宜検討していく形で講義が進んでいきます。本講義は、親族・相続分野の知識や理解が不十分である方、対策していくても点数が上がらない方にとって、点数を上げるためにどうすれば良いかを知る良い機会であり最後のチャンスだと思います。

本講義で扱う教材について、講義レジュメは、各々の項目の制度趣旨や意義、要件や効果、条文や判例等が記載されており、西口先生が各々の項目の重要なポイントや条文について、かみ砕いて説明してくれるので、なぜその規定があるのか、どこが引っ掛かりやすい部分であるのか、考えながら知識をインプットできるため知識の定着化や理解を深めるのに役立つと感じました。普通養子縁組と特別養子縁組については、異なる部分、誰を対象にしているのか、何の許可が必要か等を条文を一つづつ確認してくれるので、相対的に知識をまとめることができ、また相続の承継・放棄については、同一の注意とそれと異なる善管注意義務がどの場合に必要か（無償委任）等、派生して説明してくれるので、点での知識ではなく線の知識として幅広い知識を習得することができます。講義レジュメは条文等が大きく掲載されているのでマークしやすく、また余白もあるので書き込みしやすいの加え、混乱しやすい項目は図表に整理されているので、講義レジュメをそのまま親族・相続分野の知識をまと

めるための一冊とすることができます。短答過去問セレクト10問については、西口先生が教材の問題を示し、確実に検討して欲しい肢を指摘してくれ、その肢の正誤を判断するのに必要な知識は何か、また全選択肢を検討しなくとも、知識が曖昧だったり例え分からぬ肢があっても正解を導くことはできることを教えてくれるので、点数をとるための戦略を知ることができます。

本講義は、親族・相続分野についての点数を上げるためにだけではなく、常に「なぜ」という疑問を持って問題を検討する姿勢を学べるので、他の科目的短答式試験だけではなく、論文式試験にもつながる発想力や点数をあげるための力を養うことができると思います。



司法試験・予備試験対策講座を受講後、ご意見・ご感想がございましたら、
上記二次元バーコードを読み取り、フォームからご回答お願いします。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>
大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）